

建設業者の皆様へ

建設業法に基づく技術検定合格者の確認について

宮崎県県土整備部長

このことにつきましては、平成27年1月8日に国土交通省より技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、技術検定に合格した者の確認については、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとする通知がありました。それを受け、本県においても同様の取扱をすることとしましたのでお知らせします。

なお、合格通知書は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書で合格の確認を行うことを原則としますので留意願います。